

住宅履歴情報蓄積・活用促進事業を行う者に対する補助事業
の開始についての公示

平成21年4月24日
国土交通省住宅局長 和泉 洋人

次のとおり、住宅履歴情報蓄積・活用促進事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅履歴情報蓄積・活用促進事業

(ただし、事業を2つに分割している。各事業の事業名は(3)のとおり。)

(2) 事業目的

本事業は、円滑な住宅流通や計画的な維持管理、災害や事故の際の迅速な対応等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、いつでも活用できる仕組みの整備とその普及を目的とする。

(3) 事業内容

①住宅履歴情報蓄積・活用のための汎用システムの構築及びソフトウェアの作成等

住宅履歴情報蓄積・活用促進に関し、効率的な情報管理のためのIT技術の活用方法等の検討を行い、住宅履歴情報の蓄積・活用を行うものが使用できる汎用性のあるシステムの構築及びソフトウェアの作成、業務マニュアルの作成等を行う。

②住宅履歴情報蓄積・活用のための普及・啓発

住宅履歴情報の蓄積・活用を促進するため、有効に普及・啓発を図ると共に円滑な運用のための課題を整理・検討し、併せてその成果を反映したツールを作成する等、普及・啓発のための方策を検討し、実施する。

(4) 事業期間

事業期間は、以下を予定している。

平成21年5月中旬 ～ 平成22年3月23日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす法人

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）に支配されていないこと
- ・本事業の実施によって得た情報により営利を得る者ではないこと
- ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること

- (2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件
 - ・住宅の建築・維持管理・流通等に係わる専門的な技術能力を備えていることなど、提案事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) 守秘性に関する要件
 - ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成21年4月24日から平成21年5月13日まで

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(3)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、e-mailにより交付。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成21年5月13日18時00分まで

②場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111(内線 39431) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール takahasi-k28r@mlit.go.jp

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部を提出。

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Just System 一太郎2004」「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

(3) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 高橋、島田

電話 03-5253-8111(内線 39431) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール takahasi-k28r@mlit.go.jp

4. 補助金交付候補者の選定方法

住宅履歴情報蓄積・活用促進事業を行うものに対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)に同じ。

- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。